

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和元年9月20日（令和元年（行情）諮問第244号）及び同年10月10日（令和元年（行情）諮問第291号）

答申日：令和2年4月14日（令和2年度（行情）答申第7号及び同第9号）

事件名：特定文書番号の通知に係る聴聞に関して行政文書ファイルにつづった文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件  
特定文書番号の文書に係る決裁関連文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで各開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年4月26日付け情報公開第00122号（以下「原処分1」という。）及び令和元年5月31日付け同第00190号（以下「原処分2」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は平成31年4月1日付けで受理した審査請求人からの本件対象文書1及び本件対象文書2の各開示請求（以下、順に「本件開示請求1」及び「本件開示請求2」といい、併せて「本件開示請求」という。）に対し、本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否する原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、令和元年5月5日及び同年6月13日付けで、原処分の取消しを求める旨の各審査請求を行った。

#### 2 原処分について

##### （1）原処分1について

本件開示請求1に係る行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「特定年月日付け特定文書番号1に係る聴聞に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。【裏面を御参照ください】」と記載されており、同請求書の裏面を確認すると、特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下するための裁決書の表紙が印刷されており、名あて人として特定個人の氏名が明記されているものであった。

そうすると、本件開示請求1は、特定裁決書の添付により、特定個人の氏名を明示し、当該個人が行った特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下する裁決が行われたことを前提として、当該裁決に関連する文書について法に基づき開示することを求めるものであり、本件対象文書1の存否について答えることは、特定個人による特定の行政文書開示請求に係る事実の有無を明らかにすることになり、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、法8条を適用し、本件開示請求1に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求1を拒否することとした。

## (2) 原処分2について

本件開示請求2に係る行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄には、「特定年月日付け特定文書番号2に係る決裁関連文書の全て。【裏面を御参照ください】」と記載されており、同請求書の裏面を確認すると、特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下するための裁決書の表紙が印刷されており、名あて人として特定個人の氏名が明記されているものであった。

そうすると、本件開示請求2は、特定裁決書の添付により、特定個人の氏名を明示し、当該個人が行った特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下する裁決が行われたことを前提として、当該裁決に関連する文書について法に基づき開示することを求めるものであり、本件対象文書2の存否について答えることは、特定個人による特定の行政文書開示請求に係る事実の有無を明らかにすることになり、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、法8条を適用し、本件開示請求2に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求2を拒否することとした。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、「不開示決定の取消し」を求めている。

しかしながら、上記2(1)及び(2)の存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であるため、法8条の規定により、本件開示請求に係る対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

#### 4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |           |                                 |
|---|-----------|---------------------------------|
| ① | 令和元年9月20日 | 諮問の受理（令和元年（行情）諮問第244号）          |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）               |
| ③ | 同年10月10日  | 諮問の受理（令和元年（行情）諮問第291号）          |
| ④ | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）               |
| ⑤ | 令和2年3月11日 | 審議（令和元年（行情）諮問第244号及び同第291号）     |
| ⑥ | 同年4月10日   | 令和元年（行情）諮問第244号及び同第291号の併合並びに審議 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる2文書である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の存否を明らかにせず不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

なお、諮問庁から、本件開示請求1に係る開示請求書に添付されていた文書は、「裁決書」ではなく「聴聞の通知」であり、理由説明書（上記第3の2（1））における記載を別表の記載のとおり訂正する旨説明があった。

##### 2 存否応答拒否の妥当性について

###### （1）原処分1について

本件諮問書に添付された原処分1に係る開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄には、「特定年月日付け特定文書番号1に係る聴聞に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て。【裏面を御参照ください】」と記載されていること、また、同様に添付された当該「裏面」とは、「行政手続法に基づく聴聞について（通知）」と題する、行政手続法13条1項1号イの規定に基づき聴聞を行う旨が記載された通知の写しの一部（以下「特定文書1」という。）であって、特定文書番号1のほか、名あて人として特定個人の氏名が明記されているものであることが認められる。

本件開示請求1は、原処分1に係る開示請求書の「請求する行政文書

の名称等」の欄に「【裏面を御参照ください】」と記載し、当該請求書に特定文書1を添付した上で、本件対象文書1の開示を求めるものであることからすると、特定文書番号1の名あて人が特定文書1に記載の特定個人であることを前提として、特定文書番号1に関連する行政文書の開示を求める趣旨であると解される。

そうすると、本件対象文書1の存否を答えることは、特定文書1に記載の当該特定個人に対する何らかの不利益処分及び聴聞の実施の有無（以下「本件存否情報1」という。）を明らかにするものであると認められる。

## (2) 原処分2について

本件開示請求2に係る開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄には、「特定年月日付け特定文書番号2に係る決裁関連文書の全て。

【裏面を御参照ください】」と記載されていること、また、同様に添付された当該「裏面」とは、別件審査請求に係る裁決書の写しの一部（以下「特定文書2」といい、特定文書1と併せて、以下「特定文書」という。）であって、特定文書番号2のほか、名あて人として特定個人の氏名が明記されているものであることが認められる。

本件開示請求2は、原処分2に係る開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄に「【裏面を御参照ください】」と記載し、当該請求書に特定文書2を添付した上で、本件対象文書2の開示を求めるものであることからすると、特定文書番号2の名あて人が特定文書2に記載の特定個人であることを前提として、特定文書番号2に関連する行政文書の開示を求める趣旨であると解される。

そうすると、本件対象文書2の存否を答えることは、特定文書2に記載の当該特定個人に対する裁決の事実の有無（以下「本件存否情報2」といい、本件存否情報1と併せて「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(3) 本件存否情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるが、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により各開示請求を拒否すべきものと認められる。

## 3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにし

ないで各開示請求を拒否した各決定については，当該情報は同号に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久

## 別紙

文書 1 特定年月日付け特定文書番号 1 に係る聴聞に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。

文書 2 特定年月日付け特定文書番号 2 に係る決裁関連文書の全て。

別表

1 箇所（2 頁2（1））	2 誤	3 正
4 行目及び5 行目	特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下するための裁決書	「行政手続法に基づく聴聞について（通知）」と題する，行政手続法13条1項1号イの規定に基づき聴聞を行う旨が記載された文書
7 行目	特定裁決書	上記文書
8 行目及び9 行目	当該個人が行った特定の行政文書開示請求に関する審査請求を却下する裁決が行われた	何らかの不利益処分を受けた当該個人に対して聴聞が行われる
9 行目	当該裁決	当該聴聞
1 1 行目及び 1 2 行目	特定個人による特定の行政文書開示請求に係る事実	特定個人に対する何らかの不利益処分及び聴聞の実施